

上尾市農業振興検討委員設置要綱

(設置)

第1条 地域の特色を活かした農業の振興及び都市農業の魅力の創出等を図るため、上尾市農業委員会、農業関連団体、市内事業者及び市が農業振興のための施策を推進することを目的として、上尾市農業振興検討委員（以下「委員」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、市内の農業振興に資するための次に掲げる事項について意見を述べ、提案を行うものとする。

- (1) 農業振興に関する基本的施策に関すること。
- (2) 都市農業振興に関するビジョンに関すること。
- (3) その他農業振興の推進に関し必要な事項に関すること。

(定数)

第3条 委員の定数は、16人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 上尾市農業委員会委員 3人以内
- (3) 農業を支援する機関を代表する者 2人以内
- (4) 市内で農業を営む者 6人以内
- (5) 関係団体を代表する者 2人以内
- (6) 関係行政機関の職員 1人
- (7) 市職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(謝金)

第5条 市は、委員（第3条第2項第6号に掲げる委員を除く。）に対し、予算の範囲内で謝金を

支給する。

(庶務)

第6条 委員に関する庶務は、環境経済部農政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。